

第一〇七回

参第一号

日本鉄道株式会社法（案）

（目的及び事業）

第一条 日本鉄道株式会社（以下「会社」という。）は、日本国有鉄道の改革の方策として、その事業を承継して、全国的な鉄道事業並びにこれに関連する自動車運送事業及び連絡船事業を営むことを目的として設立する株式会社とする。

2 会社は、前項に規定する事業を営むほか、これに附帯する事業その他会社の目的を達成するために必要な事業を営むことができる。

（責務）

第二条 会社は、我が国における旅客及び貨物の基幹的輸送機関である鉄道の全国ネットワークによる輸送その他の公共的輸送を担う企業体として、経営の分権化及び関連事業の積極的な実施等による事業の活性化と効率化を図ることにより、国及び地方公共団体が中心となつて進める総合交通体系の整備確立に寄与するとともに、あわせて関係労働者の雇用の安定に努め、もつて公共の福祉の増進と国民経済の発展に寄与する責務を有する。

（本社及び支社）

第三条 会社は、本社を東京都に置く。

2 会社に、北海道支社、東北支社、首都圏支社、中部支社、関西圏支社、四国支社及び九州支社を置く。

3 支社の所在地及び業務区域は、定款で定める。

（支社への権限委譲）

第四条 会社は、各支社ごとに、地域の輸送需要に適切に対応した効率的な事業の運営が責任をもつて行われるようにするため、支社に対し、できる限り大幅に権限委譲を行うべきものとする。

（株式）

第五条 会社の株式は、記名式とし、政府、地方公共団体、日本国民又は日本国法人であつて社員、株主若しくは業務を執行する役員の半数以上、資本若しくは出資の半額以上若しくは議決権の過半数が外国人若しくは外国法人に属さないものに限り、所有することができる。

2 政府は、常時、会社の発行済株式の総数の十分の七以上に当たる株式を保有していなければならない。

3 会社は、新株を発行しようとするときは、運輸大臣の認可を受けなければならない。

（政府保有の株式の処分）

第六条 政府の保有する会社の株式の処分は、その年度の予算をもつて国会の議決を経た限度数の範囲内でなければならない。

(名称の使用制限)

第七条 会社でない者は、日本鉄道株式会社という名称を用いてはならない。

(経営委員会)

第八条 会社に経営委員会を置く。

2 会社の経営の基本方針及び次に掲げる業務執行に関する重要事項は、経営委員会の議決を経なければならない。

- 一 事業計画
- 二 鉄道新線の建設
- 三 鉄道の営業線の休止又は廃止
- 四 基本的な運賃及び料金の決定又は変更
- 五 運輸省令で定める重要な財産の譲渡又は担保への提供
- 六 国内における大規模な関連事業（会社が行う第一条第一項に規定する事業以外の事業をいう。第十四条第二項第三号及び第二十五条において同じ。）の開始又は廃止
- 七 大規模な海外投資及び海外協力の業務の開始又は廃止
- 八 支社への業務執行の権限の委譲に関する基本的事項

(経営委員会の組織)

第九条 経営委員会は、委員九人及び会社の代表取締役のうちから取締役会が選任する者一人をもつて組織する。

- 2 経営委員会に委員長一人を置き、委員の互選により選任する。
- 3 委員長は、委員会の会務を総理する。
- 4 経営委員会は、あらかじめ、委員のうちから、委員長に事故がある場合にその職務を代理する者を定めておかなければならない。

(委員の任命)

第十条 経営委員会の委員（以下第十三条までにおいて「委員」という。）は、次に掲げる者につき、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。

- 一 会社の業務に関し、優れた経験と識見を有する者 五人
- 二 経済界、労働界、地方公共団体及び公共的輸送機関の利用者を代表する者 各一人

2 委員の任期が満了し、又は欠員を生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のため、両議院の同意を得ることができないときは、内閣総理大臣は、前項の規定にかかわらず、両議院の同意を得ないで委員を任命することができる。この場合においては、任命後最初の国会において、両議院の同意を得なければならない。

(任期)

第十一条 委員の任期は、四年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。
- 3 委員は、任期が満了した場合においても、新たに委員が任命されるまでは、第一項の

規定にかかわらず、引き続き在任する。

(罷免)

第十二条 内閣総理大臣は、委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認めるとき、又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認めるときは、両議院の同意を得て、これを罷免することができる。

(議決の方法)

第十三条 経営委員会は、委員長又は第九条第四項に規定する委員長を代理する者及び五人以上の委員が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

2 経営委員会の議事は、出席委員の過半数をもつて決する。可否同数のときは、委員長が決する。

(地方経営委員会)

第十四条 支社に、それぞれ地方経営委員会を置く。

2 次に掲げる事項は、地方経営委員会の議決を経なければならない。

一 その業務区域内の営業線に係る旅客及び貨物の輸送並びに列車の運行に関する重要事項

二 その業務区域内の営業線に係る新規投資の開始

三 地域的な関連事業の開始又は廃止

四 その他支社の業務執行に関する重要事項

3 地方経営委員会は、委員七人及び支社の長をもつて組織する。

4 地方経営委員会の委員は、当該支社の業務区域内に住所を有する者であつて、次に掲げるものにつき、経営委員会の意見を聴いて、支社の長が選任する。

一 会社の業務に関し、優れた経験と識見を有する者 三人

二 地域における経済界、労働界、地方公共団体及び公共的輸送機関の利用者を代表する者 各一人

(運輸省令への委任)

第十五条 第八条から前条までに定めるもののほか、経営委員会及び地方経営委員会に関し必要な事項は、運輸省令で定める。

(取締役及び監査役の選任等の決議)

第十六条 会社の取締役及び監査役の選任及び解任の決議は、経営委員会の同意を得なければ、その効力を生じない。

(社債発行限度の特例)

第十七条 会社は、商法(明治三十二年法律第四十八号)第二百九十七条の規定による制限を超えて社債を募集することができる。ただし、社債の総額は、資本及び準備金の総額又は最終の貸借対照表により会社に現存する純資産額のいずれか少ない額の十倍を超えてはならない。

(一般担保)

第十八条 会社の社債権者は、会社の財産について他の債権者に先立つて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

2 前項の先取特権の順位は、民法（明治二十九年法律第八十九号）の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

（債務保証）

第十九条 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律（昭和二十一年法律第二十四号）第三条の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、会社の債務（国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律（昭和二十八年法律第五十一号）第二条第一項の規定に基づき政府が保証契約をすることができる債務を除く。）について、保証契約をすることができる。

2 政府は、前項の規定によるほか、会社が債券又はその利札を失った者に交付するために政令で定めるところにより発行する債券又は利札に係る債務について、保証契約をすることができる。

（資金の貸付け）

第二十条 政府は、予算の範囲内において、会社に対し、第一条第一項の事業及びこれに附帯する事業に要する経費に充てる資金を無利子で貸し付けることができる。

（補助金の交付）

第二十一条 政府は、毎年度、予算の範囲内において、会社に対し、政令で定めるところにより、次の各号に掲げる費用の一部を補助することができる。

一 鉄道新線の建設に要する費用

二 洪水、地震その他の異常な天然現象により相当規模の災害を受けた鉄道の営業線の災害復旧に要する費用

（政府所有株式の後配）

第二十二条 会社は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律第一条の規定にかかわらず、毎営業年度における配当することができる利益金額が政府以外の者の所有する株式に対し年百分の八の割合に達するまでは、政府の所有する株式に対し利益を配当することを要しない。

2 会社は、政府以外の者の所有する株式に対し年百分の八の割合を超えて利益の配当をする場合には、その割合を超えて配当することができる利益金額を、政府以外の者の所有する株式に対しては一、政府の所有する株式に対しては五の割合で配当しなければならない。ただし、政府の所有する株式に対する利益の配当が年百分の十の割合を超えることとなる場合は、この限りでない。

（定款の変更等）

第二十三条 会社の定款の変更、利益の処分又は損失の処理、合併及び解散の決議は、運輸大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

（事業計画）

第二十四条 会社は、毎営業年度の開始前に、運輸省令で定めるところにより、当該営業年度の事業計画を作成し、運輸大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 運輸大臣は、前項の場合において、特に必要があると認めるときは、会社に対し、その届出に係る事業計画を変更すべきことを指示することができる。

(中小企業者への配慮)

第二十五条 会社は、関連事業を営むに当たっては、その関連事業と同種の事業を営む中小企業者の事業活動を不当に妨げ、又はその利益を不当に侵害することのないよう特に配慮しなければならない。

(社債及び借入金)

第二十六条 会社は、社債を募集し、又は弁済期限が一年を超える資金を借り入れようとするときは、運輸大臣の認可を受けなければならない。

2 前項の規定は、会社が、債券を失つた者に交付するために政令で定めるところにより債券を発行し、当該債券の発行により新たに債務を負担することとなる場合には、適用しない。

(財務諸表)

第二十七条 会社は、毎営業年度終了後三月以内に、その営業年度の貸借対照表、損益計算書及び営業報告書を運輸大臣に提出しなければならない。

(重要な財産の譲渡等)

第二十八条 会社は、運輸省令で定める重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、運輸大臣の認可を受けなければならない。

(監督)

第二十九条 会社は、運輸大臣がこの法律の定めるところに従い監督する。

2 運輸大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、会社に対し、業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(報告)

第三十条 運輸大臣は、この法律を施行するため必要な限度において、会社からその業務に関する報告を徴することができる。

(大蔵大臣との協議)

第三十一条 運輸大臣は、第五条第三項、第二十三条(定款の変更の決議に係るものについては、会社が発行する株式の総数を変更する決議に係るものに限る。)第二十六条第一項又は第二十八条の認可をしようとするときは、大蔵大臣に協議しなければならない。

(罰則)

第三十二条 会社の経営委員会の委員、地方経営委員会の委員、取締役、監査役又は職員が、その職務に関してわいろを収受し、要求し、又は約束したときは、三年以下の懲役に処する。これによつて不正の行為をし、又は相当の行為をしなかつたときは、七年以

下の懲役に処する。

- 2 会社の経営委員会の委員、地方経営委員会の委員、取締役、監査役又は職員になろうとする者が、就任後担当すべき職務に関し、請託を受けてわいろを收受し、要求し、又は約束したときは、会社の経営委員会の委員、地方経営委員会の委員、取締役、監査役又は職員となつた場合において、二年以下の懲役に処する。
- 3 会社の経営委員会の委員、地方経営委員会の委員、取締役、監査役又は職員であつた者が、その在職中に請託を受けて、職務上不正の行為をしたこと又は相当の行為をしなかつたことに関して、わいろを收受し、要求し、又は約束したときは、二年以下の懲役に処する。

第三十三条 前条各項の場合において、犯人が收受したわいろは、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

第三十四条 第三十二条各項に規定するわいろを供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

- 2 前項の罪を犯した者が自首したときは、その刑を減輕し、又は免除することができる。

第三十五条 第三十二条の罪は、刑法（明治四十年法律第四十五号）第四条の例に従う。

第三十六条 次の各号に掲げる違反があつた場合においては、その違反行為をした会社の取締役又は監査役は、百万円以下の罰金に処する。

- 一 この法律により運輸大臣の認可を受けなければならない場合において、その認可を受けなかつたとき。
- 二 第一条第二項に規定する事業以外の事業を行つたとき。
- 三 第二十四条第一項の規定による届出をしなかつたとき。
- 四 第二十七条の規定に違反して、貸借対照表、損益計算書若しくは営業報告書を提出せず、又は不実の記載をしたこれらの書類を提出したとき。
- 五 第二十九条第二項の規定による命令に違反したとき。
- 六 第三十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

第三十七条 第七条の規定に違反した者は、二十万円以下の罰金に処する。

- 2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の罰金刑を科する。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

（補助金の交付）

第二条 政府は、当分の間、毎年度、予算の範囲内において、会社に対し、政令で定めるところにより、その運輸の継続が国民生活にとつて必要な鉄道の営業線であつて、適切な経営努力がなされたとしてもなおその収支の均衡を確保することが困難であると認め

られるものの運営に要する費用の一部を補助することができる。

(設立委員)

第三条 運輸大臣は、設立委員を命じ、会社の設立に関して発起人の職務を行わせる。

(定款の作成)

第四条 設立委員は、定款を作成して、運輸大臣の認可を受けなければならない。

2 運輸大臣は、前項の認可をしようとするときは、大蔵大臣に協議しなければならない。

(会社の設立に際して発行する株式)

第五条 会社の設立に際して発行する株式に関する商法第六十八条ノ二各号に掲げる事項は、定款で定めなければならない。

2 会社の設立に際して発行する株式については、商法第二百八十四条ノ二第二項本文の規定にかかわらず、その発行価額の二分の一を超える額を資本に組み入れないことができる。この場合において、同条第一項中「本法」とあるのは、「本法又八日本鉄道株式会社法」とする。

(株式の引受け)

第六条 会社の設立に際して発行する株式の総数は、日本国有鉄道（以下「国鉄」という。）が引き受けるものとし、設立委員は、これを国鉄に割り当てるものとする。

2 前項の規定により割り当てられた株式による会社の設立に関する株式引受人としての権利は、政府が行使する。

(財産の出資)

第七条 国鉄は、会社の設立に際し、会社に対し、その財産（日本国有鉄道の解散及び特定長期債務の処理に関する法律（昭和六十一年法律第 号）第三条に規定する特定長期債務は含まれないものとする。）の全部を出資するものとする。この場合においては、日本国有鉄道法（昭和二十三年法律第二百五十六号）第四十五条第二項の規定は、適用しない。

(創立総会)

第八条 会社の設立に係る商法第八十条第一項の規定の適用については、同項中「第七十七条ノ規定ニ依ル払込及現物出資ノ給付」とあるのは、「日本鉄道株式会社法附則第六条第一項ノ規定ニ依ル株式ノ割当」とする。

(会社の成立)

第九条 附則第七条の規定により国鉄が行う出資に係る給付は、日本国有鉄道の解散及び特定長期債務の処理に関する法律附則第二条の規定の施行の時に行われるものとし、会社は、商法第五十七条の規定にかかわらず、その時に成立する。

(設立の登記)

第十条 会社は、商法第一百八十八条第一項の規定にかかわらず、会社の成立後遅滞なく、その設立の登記をしなければならない。

(政府への無償譲渡)

第十一条 国鉄が出資によつて取得する会社の株式は、会社の成立の時に、政府に無償譲渡されるものとする。

(商法の適用除外)

第十二条 商法第百六十七条、第百六十八条第二項及び第百八十一条の規定は、会社の設立については、適用しない。

(経営委員会の委員となるべき者の指名等)

第十三条 内閣総理大臣は、第十条第一項各号に掲げる者につき、両議院の同意を得て、経営委員会の委員となるべき者を指名する。

2 前項の規定により指名された経営委員会の委員となるべき者は、会社の成立の時ににおいて、この法律の規定により、経営委員会の委員に任命されたものとする。

(取締役等の選任についての経過措置)

第十四条 会社の最初の取締役及び監査役の選任については、第十六条の規定は適用しない。

2 前項の取締役及び監査役の選任については、会社の成立後遅滞なく、経営委員会の同意を得るものとし、その同意を得られない取締役又は監査役については、その選任は、将来に向かつて効力を失うものとする。

(名称についての経過措置)

第十五条 この法律の施行の際現に日本鉄道株式会社という名称を用いている者については、第七条の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

(事業計画についての経過措置)

第十六条 会社の成立する日の属する営業年度の事業計画については、第二十四条第一項中「毎営業年度の開始前に」とあるのは、「会社の成立後遅滞なく」とする。

(鉄道事業等の開始等に関する措置)

第十七条 会社の設立に伴う鉄道事業、一般自動車運送事業、連絡船事業その他の事業の開始等に関し必要な措置は、別に法律で定める。

(会社の設立に伴う租税関係法令の適用に関する経過措置)

第十八条 会社の附則第七条の規定により国鉄が行う出資に係る不動産又は自動車の取得に対しては、不動産取得税若しくは土地の取得に対して課する特別土地保有税又は自動車取得税を課することができない。

2 会社の取得した附則第七条の規定により国鉄が行う出資に係る土地で会社が引き続き保有する土地のうち、国鉄が昭和四十四年一月一日前に取得したのものに対しては、土地に対して課する特別土地保有税を課することができない。

3 会社の取得した附則第七条の規定により国鉄が行う出資に係る土地で会社が引き続き保有する土地（国鉄が昭和五十七年四月一日以後に取得したものに限る。）のうち、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第五百九十九条第一項の規定により申告納付すべき日の属する年の一月一日において、国鉄が当該土地を取得した日以後十年を経

過しているものに対しては、土地に対して課する特別土地保有税を課することができない。

- 4 会社の取得した附則第七条の規定により国鉄が行う出資に係る土地で会社が引き続き保有する土地（国鉄が昭和四十四年一月一日から昭和五十七年三月三十一日までの間に取得したものに限る。）のうち、地方税法第五百九十九条第一項の規定により申告納付すべき日の属する年の一月一日において、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第七条第一項に規定する市街化区域内に所在する土地以外の土地であり、かつ、国鉄が当該土地を取得した日以後十年を経過しているものに対しては、土地に対して課する特別土地保有税を課することができない。
- 5 附則第七条の規定により国鉄が行う出資に係る地方税法第七百条の六第三号の規定により軽油引取税が課されていない軽油の給付は、同法第七百条の四第一項第三号に規定する軽油の譲渡に該当しないものとする。
- 6 前項の場合において、会社は、同項に規定する軽油については地方税法第七百条の六第三号に掲げる軽油の引取りを行つた者とみなす。
- 7 会社の附則第七条の規定により国鉄が行う出資に係る家屋の全部又は一部の取得は、地方税法第七百一条の三十二第三項の規定により新築又は増築とみなされる譲渡に該当しないものとする。
- 8 附則第七条の規定により国鉄が行う株券（有価証券取引税法（昭和二十八年法律第百二号）第四条第二項に規定する持分を含む。）の出資に係る給付は、同法第一条に規定する有価証券の譲渡に該当しないものとする。
- 9 附則第十条の規定により会社が受ける設立の登記及び附則第七条の規定により国鉄が行う出資に係る財産の給付に伴い会社が受ける登記又は登録については、登録免許税を課さない。
- 10 会社の成立する日の属する営業年度の試験研究費の額については、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第四十二条の四第一項の規定中「当該法人の昭和四十二年一月一日を含む事業年度の直前の事業年度（以下この条において「基準年度」という。）から当該適用年度の直前の事業年度までの各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される試験研究費の額」とあるのは「日本国有鉄道の昭和六十一年四月一日を含む事業年度の試験研究費の額」と、「のうち最も多い額を超える場合」とあるのは「を超える場合」として同項本文の規定を適用するものとし、同項ただし書の規定は、適用しない。

（政令への委任）

第十九条 附則第三条から前条までに規定するもののほか、会社の設立に関し必要な事項は、政令で定める。

（租税についての減免）

第二十条 会社に対する国税及び地方税については、租税特別措置法及び地方税法で定め

るところにより、減免の措置を講ずる。

理 由

日本国有鉄道の経営の現状にかんがみ、日本国有鉄道を改組して日本鉄道株式会社を設立し、全国一元的経営体制の下で、経営の分権化及び関連事業の積極的な実施等によるその事業の適切かつ健全な運営を図ることにより我が国における基幹的な公共的輸送機関としての責務を遂行できるようにする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

この法律施行に要する経費

この法律施行に要する経費は、平年度約二千億円の見込みである。